

規制影響分析書

規制の名称	準空気銃(圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものをいう。以下同じ。)の所持の禁止
担当部局	生活安全局生活環境課
評価実施日	平成18年3月1日
規制の内容、目的及び必要性	<p>空気銃に改造されたエアソフトガンを使用して走行中の車に対して弾丸が発射される(平成17年9月、和歌山)など、準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃による危害の発生を防止するため、法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き、準空気銃の所持を禁止する。</p> <p>根拠条文 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第21条の3</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 今回の規制により、準空気銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の身体に対する危害の発生が防止される。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 取締りの負担が増加する。また、上記の公務員への譲渡し等を目的として準空気銃の製造等を業とする者(使用人を含む。以下「業者」という。)が業務のため準空気銃を所持するための届出を受理する事務が増加するが、同様の届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 現に準空気銃を所持している者は、当該準空気銃を準空気銃に該当しない物に改造するなどの必要が生じるが、その改造は容易に行えるものであり、過重な負担を強いるものではない。また、業者が上記業務のため準空気銃を所持する場合には、あらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出を行う必要が生じるため、これに係る届出の負担は増加するが、恒常的なものではなく、その負担も少ない。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 準空気銃の所持を禁止しない(現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 現に準空気銃を所持している者が、当該準空気銃を準空気銃に該当しない物に改造するなどの必要がなくなる。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 準空気銃を使用した犯罪による国民の身体に対する危害の発生の防止を図ることができない。</p>
備考	なし。
レビューを行う時期	平成23年8月ころまで。

規制影響分析書

規制の名称	猟銃の所持許可の欠格事由の追加
担当部局	生活安全局生活環境課
評価実施日	平成18年3月1日
規制の内容、目的及び必要性	<p>準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないこと(以下「準空気銃犯罪歴」という。)を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加する。</p> <p>根拠条文 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の2第2項</p>
期待される効果	<p>【社会的便益】 準空気銃犯罪歴を有する者に対して猟銃の所持許可を与えないこととすることが可能になるため、これらの者による猟銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の生命又は身体に対する危害の発生が防止される。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 猟銃の所持許可の欠格事由は従来からあるものであり、行政の負担が増加するものではない。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 準空気銃犯罪歴を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加しない(現状維持)。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 準空気銃犯罪歴を有する者による猟銃を使用した犯罪が抑止されず、国民の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることができない。</p>
備考	なし。
レビューを行う時期	平成23年8月ころまで。